

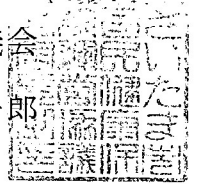
さ 国 協 第 4 号  
令和 4 年 1 2 月 2 7 日

さいたま市長 清水 勇人 様



さいたま市国民健康保険運営協議会

会長 柴田 潤一郎



さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて（答申）

令和 4 年 1 2 月 1 5 日付け、保福国第 3 8 1 2 号の諮問事項について、  
別紙のとおり答申します。

担当 保健福祉局福祉部国民健康保険課  
国保事業係 坂西、小澤、福島  
直通 048-829-1276  
FAX 048-829-1938  
Eメール: kokumin-kenkou@city.saitama.lg.jp



# 答 申 書

当協議会は、このたびの「さいたま市国民健康保険税率等の見直しについて」の諮問に対し、さいたま市の厳しい財政状況と被保険者の保険税負担を勘案の上、協議を重ねた結果、次のとおり答申します。

## 1 令和5年度国民健康保険税率等

### (1) 課税限度額について

次のとおり改定することが適当である。

基礎課税額	65万円（改定なし）
後期高齢者支援金等課税額	22万円（改定）
介護納付金課税額	17万円（改定なし）

### (2) 国民健康保険税率について

次のとおり改定することが適当である。

#### ア 基礎課税額の保険税率

所得割	7.01%（改定）
被保険者均等割	32,800円（改定）

#### イ 後期高齢者支援金等課税額の保険税率

所得割	2.60%（改定）
被保険者均等割	10,800円（改定）

#### ウ 介護納付金課税額の保険税率

所得割	2.24%（改定）
被保険者均等割	12,000円（改定）

## 2 本協議会の意見

保険税収入は国民健康保険財政の根幹をなすものであり、安定的な財政運営のためには保険税率等の見直しは不可欠である。

令和9年度に予定されている保険税水準の統一を見据えて、均等割の引き上げをすることは、国保加入者の負担が重くなることは理解するが、引き上げを抑制すると、将来に負担を先送りすることになる。

今後の引き上げにあたっては、できる限り早期に赤字を解消し、より一層の収納率向上への取組の推進、並びに医療費及び保険給付の適正化に努め、埼玉県標準保険料率に近づけるように検討されたい。